

天理市介護保険料の生活困窮者に対する減免取扱要領

(趣旨)

第1条 天理市介護保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱第3条第1項の規定に基づき、同要綱別表に定める減免の要件のうち、生活に困窮する場合に対する減免（以下「特別減免」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別減免の対象者)

第2条 特別減免の対象者は、天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第3号の区分に属する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）のうち、当該世帯の年間収入見込み合計額が100万円以下（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算）で、かつ、次の各号のいずれにも該当する状態と認められる者とする。

- (1) 介護保険料の賦課期日が属する年度分の市町村民税を課税されている者の税法上の被扶養者になっていないこと。
- (2) 介護保険料の賦課期日が属する年度分の市町村民税を課税されている者と生計を共にしていないこと。
- (3) 当該世帯が一定の預貯金を有する場合は、100万円以下であること。
- (4) 資産などを活用してもなお生活が困窮している状態であると認められること。

(特別減免の内容)

第3条 第1号被保険者の介護保険料を条例第2条第2号に定める額に減額する。

(申請)

第4条 介護保険料の特別減免を受けようとする者は、第2条に規定する事項を証する次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 収入状況等申告書
- (2) 給与明細書
- (3) 年金額振込通知書

(4) 本年の収入額についての申立書

(5) その他の証明書等

(審査)

第5条 第1号被保険者からの申請を受けた場合は、個別に次に掲げる事項を審査し、現実に生活が困窮していることを確認しなければならない。

(1) 収入状況等申出書、給与明細書、年金額振込通知書等により、第1号被保険者の属する世帯全員の1年間の合計収入見込み（雇用保険の失業等給付、遺族年金、障害年金等の税法上で非課税となる所得も収入として認定する。）が第2条に掲げる額以下であること。

(2) 医療保険の被保険者証の提示を求め、他の世帯に属する市町村民税を課税されている者の被扶養者になっていないこと。

(3) 第1号被保険者が他の世帯に属する者の市町村民税の扶養控除において扶養親族となっていないこと。

(4) 他の世帯に属する市町村民税を課税されている者と生計を共にしていないこと。

(決定)

第6条 特別減免の決定は、本市介護保険料の納付義務者の負担能力その他の個別的事情を考慮した上で一定の事由に該当することを条件として、減免後の保険料負担について公平性を失することのないように、公正に行わなければならない。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。